

居宅療養管理指導重要事項説明書

■居宅療養管理指導事業者の概要および職員体制について

事業者：医療法人あゆみ会 いせ在宅医療クリニック / 所在地：伊勢市御園町高向 927 / 管理者：遠藤 太一郎
介護保険事業所番号 2410805671 / 連絡先：電話 0596-20-8104（代） ・ F A X 0596-20-8105
・管理者 1 名 / ・医師 1 名以上 / ・看護師 1 名以上 / ・事務職員 1 名以上

■診療日及び診療時間について

診察日 / 月曜から土曜（休診日は除く） ・ 診察時間 / 8：30～12：00（午後：訪問診療）

* 但し、休診日：木曜・日曜・祝祭日及び 8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く

* 地震、災害等により道路が使用できない場合、台風や荒天時等、又は緊急な止むを得ない事情で訪問できない場合もあります。

■訪問診療サービスが提供できる地域について

伊勢市と近隣市町など、事業所所在地より半径 1 6 km が訪問診療・往診対応可能エリア

■事業の目的について

要支援・要介護状態にある利用者が、自立した療養生活を営めるよう、居宅を訪問し病状や心身の状況、生活環境等を把握し、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（ケアマネージャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族に療養上の管理・指導・助言を行い、利用者の療養生活の向上を図るものとする。

■サービスの内容と費用（利用料）について（居宅療養管理指導の種類と内容）

〈医師が行う居宅療養管理指導〉とは、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅で、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るもの。

〔利用料について〕 居宅療養管理指導費は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬の告示上の額とする）によるものとする。

※介護保険負担割合証に記載された負担割合によって決まります。

■費用（利用料）のお支払いについて

当院へ直接支払い(診療時間内)もしくは指定銀行口座への振込か、口座振替による自動引き落とし

■相談窓口・苦情対応について

サービスに関する相談及び苦情等は下記の連絡先にて対応させていただきます。

電話：0596-20-8104（代）・FAX：0596-20-8105 ※対応時間 月曜日～土曜日（休診日を除く診療時間内）

■緊急時における対応について

サービスの提供中に利用者の病状急変及びその他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医またはご家族に連絡するなどの措置を講じると共に、管理者に報告・対応します。

■事故発生時における対応について

- ・利用者に対するサービス提供に際して事故が発生した場合は、速やかに連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- ・前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録します。

■非常災害時の対策について

非常災害の発生時は、可能な限りサービスの提供が継続できるよう、他のサービス提供事業者と連携及び協力を行う体制を構築・遂行できるように努めます。

[2 0 2 5 年 6 月 1 日改定]